

余暇社会の進展と野外活動の場の整備について : 森林の合理的利用を目指して

村瀬, 房之助
九州大学農学部附属演習林

<https://doi.org/10.15017/23351>

出版情報 : 九州大学農学部学藝雑誌. 45 (3/4), pp.105-116, 1991-02. 九州大学農学部
バージョン :
権利関係 :



余暇社会の進展と野外活動の場の整備について ——森林の合理的利用を目指して——

村 瀬 房之助
九州大学農学部付属演習林
(1990年8月7日受理)

On the Extension of Leisure and Setting Site for Activities, Recreation and Study, in Natural Area —— The Best Way of Setting Site for Recreation and Study in Forest Area ——

FUSANOSUKE MURASE
Kyushu University Forests
Kyushu University 46-07, Fukuoka 812

I 緒 言

リゾート開発に対する関心は、ここ数年、過剰といえるほどに盛り上がっている。官民各自による、あるいは官民共同によるリゾート開発構想は、全国各地においておびただしく樹立されている。このリゾート開発への急速な傾斜は、最近の経済的条件の向上による余暇社会の進展からみて必然的といえるものである。しかし、現在までのリゾート開発の在り方は、拠点となる地域の自然破壊につながるものが多く、また利用者である国民一般のもつ条件や要求に必ずしも適合したものとなっていない。今後、わが国では週休2日制の定着、有給休暇の増加が確実に進行していくと予想されることから、国民の余暇時間の在り方や過ごし方の科学的な考察と、余暇活動が行われる「場」の合理的な設定と供給が社会的に緊急な課題となってきた。

これらの理由から、余暇活動の推進のためには、いわゆる「リゾート開発」といった観点から創造されたエリアだけでなく、利益を目的とした施設をできるだけ抑制し、自然環境が維持、保全されたエリアの形成と利用が不可欠となってくる。そのようなエリアの形成は、自然環境の中でもとくに自然度の高い森林の活用によって実現されるのである。その意味で、森林を野外活動の場として、いかに整備していくかは、余暇社会の確立に際して最大の課題といえる。森林を野外活動の場として適切に整備することは容易ではないが、

積極的に野外活動の場として森林を整備する合理的方法を探究しなければならない。

以上から本稿の課題は、つぎの2点に整理することができる。

第1に、余暇社会、すなわち余暇時間が豊富にあってそれを生活の充実のために有効に活用することが望まれる社会では、野外、とくに自然環境における活動が大きな比重を占められると思われる。野外活動は、レジャーの範疇に含まれるところの他の屋内的な娯楽と違って、心理的、身体的に健全な効果をもたらすものであるが、その発展は、ハードウェア、つまり社会資本、そしてソフトウェアである利用システム、の両面にわたる充実がともなわなければ実現されない。換言すると、自然環境における野外活動は、他のレジャーと異なって、交通手段の進歩、道路等の交通網の拡充、さらに年間労働時間の減少等の社会的諸条件が充足されなければ十分な進展が期待できない性格をもっている。したがって、それらの実現を期すために、この社会資本の現状分析と今後の社会的諸条件の変化の予測は極めて重要である。

第2は、自然環境における野外活動の場の整備の促進である。それは、自然環境を構成する水面地域、平野地域、森林地域のいずれにおいても進められなければならない。しかし、とくにわが国の国土面積の67%を占める森林を野外活動の主要な対象地として活用しなければならない。現在のところ、企業によるリゾー

ト開発を除けば、主に国有林、県・市有林等の公的森林の一部が野外活動の場として整備されている。とはいっても、それだけでは野外活動の場は少なすぎる。また、全国的な配置も必ずしも適切ではない。森林地域における野外活動の場を増設するためには、国立・国定公園の特別地域に指定されたところのように傑出した景観をもつ地帯では過剰利用による景観破壊が進んでいることから、都市周辺や里山の普通の風景をもつ森林地域を整備していかねばならない。しかしながら、現在、野外活動の場としての森林の整備に、全体的にまだわずかな費用しか投下されていないのである。今後、野外活動の場の整備費用の調達、費用負担の方法を本格的に検討しなければならない。

以上の観点から、本稿は、第1に、余暇社会の進展を規定する条件、すなわち国民生活の基本をなす経済的、社会的要因の推移とそれにともなう余暇活動の向上を明らかにし、第2に、野外活動の種類と現状、さらに森林を対象とした活動状況を把握し、第3に、森林活動の場となる「レクリエーションの森」の整備状況、第4に、野外活動の発展の方策について論述する。

II 余暇社会の現状と方向

1. 余暇社会を規定する条件の変化

現在のわが国の社会を「余暇社会」とみなすことにはまだ躊躇せざるをえないが、有効に利用できる余暇を十分にもつ社会を目指して努力している社会であることには間違いない。しかし、余暇社会の意味は、余暇時間が十分にあるというより、国民生活の中から余暇活動の部分を抽出してその全体を総称したもの、と考える方が的を得ている。本稿では全体をとおして余暇社会をその概念で使用していく。

余暇社会、すなわち余暇活動を規定する主要な条件としては、個人所得、労働・余暇時間、社会的風潮(どんなレジャーが流行しているか)、娯楽施設の供給の在り方、交通手段や道路等の社会資本の充実等、があげられる。ここでは、自然環境における余暇活動に焦点を合わせていることから、それを規定する条件として、個人所得、労働・余暇時間、交通手段、道路を取り上げて、それらの推移と現状をみていく。

1) 個人所得

個人所得の推移を示すまえに、国民所得をみると、昭和45年度の61兆300億円から昭和61年度には264兆8,530億円となって、4.3倍に増加していた。そのうち雇用者所得は33兆2,940億円から183兆1,888億円と5.5倍となった。同じ期間に、雇用者所得のうちの賃金・

俸給部分の推移は、30兆5,220億円から150兆7,700億円と5.1倍となっている(総務庁統計局, 1989a)。

つぎに、個人所得の推移を昭和58年度と昭和62年度で比較すると、前者が1人当たりは188万2,000円、後者が221万6,000円で約18%増加している(日本観光協会, 1989a)わが国の一人当たり個人所得を世界各国のそれと比較すると、昭和62年(1989)年には西ドイツの16,101\$に接近して15,400\$となって、アメリカの15,026\$を超えて第2位を占めている(日本観光協会, 1989b)。

さらに、個人所得が増えると、家計の支出面で変化が生じてくるが、まず国民総支出(名目、暦年)で支出項目となっているレクリエーション・娯楽・文化サービスに注目すると、昭和45年の3兆4,840億円から昭和62年の19兆9,500億円に増大している。それらの全体に占める割合は昭和45年が8.9%、昭和62年が約10%である。逆に、食品・飲料・煙草の支出の全体に占める割合は、同じ期間で30%から20.6%に減少している(総務庁統計局, 1989b)。

世帯ごとに家計収入をみると、非農家世帯の世帯当たり平均実収入は、昭和55年は444,800円、昭和63年は481,300円である。それらの平均消費性向と消費支出は、昭和55年77.9%、230,600円、昭和60年77.5%、273,100円、昭和63年75.7%、291,100円であった(総務庁統計局, 1989c)。

2) 労働・余暇時間

わが国の労働力人口は、昭和63年で6,166万人、就業者は6,011万人、失業者155万人で失業率は2.5%であった(労働大臣官房政策調査部, 1989a)。同年の事業者規模30人以上の年間総労働時間は、年間1人当たり2,110時間であった。そのうち所定内労働時間は1,992時間である。これらを、同じく昭和35年の2,432時間、2,170時間とそれぞれ比べると、前者が13.2%、後者が11.4%の減少となっている(労働大臣官房政策調査部, 1989b)。

つぎに、労働時間に対置される休日数をみると、製造業労働者の年間休日数は、昭和62年で116日となっている(総務庁統計局, 1987a)。労働者の1人当たり年次有給休暇の付与日数、取得日数は昭和62年で、30人以上の事業所で、平均付与日数は15.1日、平均取得日数は7.6日となっており、取得率は50%にすぎない(労働大臣官房政策調査部, 1989c)。これらを1987年の欧米各国と比較すると、アメリカの休日数は140日、西ドイツは161日、フランスは153日であった。わが国と最大である西ドイツとの差は45日である。ちなみに西ド

イツの年次休暇取得日数は29日となっている（総務庁統計局，1987b）。

3) 交通手段

交通手段の発展は著しいものがあるが、なかでも自動車と航空機の利用増大が著しい。長距離または海外への観光レクリエーション活動の増大はそれらの存在

によって可能となったものである。自動車のうち、観光レクリエーションに直接関連する乗用車の保有台数をみると、乗用車は昭和55年には2,056万台であったが、昭和62年には2,900万台となった。乗用車の伸びは著しく41%も増大し、一世帯当たりの普及率も昭和54年の0.57台から昭和62年の0.73台と急増している（日

表-1 宿泊観光旅行の実態

項目	年度	昭和63年	昭和39年
1) 参加率		55.9%	43.9%
2) 参加回数			
全体平均		1.15回	0.78回
参加者平均		2.05回	1.77回
3) 実施月		8月が36.6%でピーク	
4) 目的地		県内15.7%，県外82.4%	
5) 出発した日		平日34.6%，土日祝33.3%	
6) 主な目的		①慰安旅行 25.8% ②見物行楽 21.7% ③スポーツ 19.1%	①慰安旅行 60.2% ②自然・名所・スポーツ 19.0% ③趣味・研究 7.2%
7) 行動 各行動した 人の割合		①自然風景を見る 49.6% ②温泉浴 42.1% ③名所・旧跡を見る 35.4%	①自然風景を見る 54.5% ②名所・旧跡を見る 38.0% ③温泉浴 27.7%
8) 主な行動		①温泉浴 20.3% ②名所旧跡を見る 15.6% ③自然風景を見る 23.0%	
9) 同行者			
家族		23.9%	19.7%
友人・知人		32.2%	27.6%
諸団体		24.0%	47.5%
10) 同行人数		① 2～3人 19.7% ② 4～5人 19.6%	
11) 利用交通機関			
鉄道		35.0%	72.8%
自家用車		41.5%	
貸切バス		29.8%	(バス) 44.0%
(JR)		(25.1%)	(船舶) 10.6%
12) 宿泊施設			①ホテル・ビジネスホテル・ 旅館 76.0% ②民宿 9.40% ③寮 6.50%
旅館		34.8%	
ホテル		30.9%	
13) 宿泊数		平均1.78泊	
14) 旅行費用			宿泊数 1泊56.1% 2泊20.4% 3泊11.2%
総費用		41,000円	
宿泊費		13,500円	
交通費		11,000円	旅行総費用 15,879円
土産代		5,200円	
その他費用		9,100円	

資料：日本観光協会「昭和63年度観光の実態と志向」平成元年3月，9頁，46～51頁より作成

本観光協会, 1989c).

4) 道路

道路の実延長は昭和40年には988,800 kmであったが, 昭和61年には1,095,000 kmに伸びた. 自動車走行可能道は, 同じ期間663,700 kmから895,000 kmになった(日本観光協会, 1989d). さらに, 昭和63年には実延長は1,104,000 kmに達した. 種類別の実延長をみると, 高速道路4,000 km, 一般国道47,000 km, 都道府県道128,000 km, 市町村道925,000 kmとなっている. 実延長1,104,000 kmのうち自動車交通不能距離(4トンの普通貨物自動車が行きできない区間)は196,471 kmで17.8%を占める. 都道府県道128,000 kmのうち2,318 km(1.8%), 同じく市町村道925,000 kmの193,990 km(21%)が自動車交通不能距離である. 実延長1,104,000 kmの舗装率は20.9%である. 全国で舗装率の高い地域は, 大阪府69.9%, 東京都53.6%, 神奈川県41.6%, 低い地域は長野県11.6%, 茨城県9.7%, 岩手県12.2%等である. 他の多くの地域は10~20%台である(総務庁統計局, 1989d).

2. 観光レクリエーションの実態と志向

日本観光協会では, 2年に1回, 国民の観光に関する調査を実施している. 公表された最近の調査結果である, 第13回・国民の観光に関する動向調査(昭和63年度・観光の実態と志向)は, 昭和62年9月から昭和63年8月までの1年間の国民の観光旅行の動向を明ら

かにしている.

この調査の方法は, 対象地域を全国として調査地点305箇所, 満15歳以上の男女3,000人を対象として行われるものである. 調査項目は, ①過去1年間の宿泊旅行の概要, ②過去1年間の宿泊観光レクリエーションの実態, ③今後の観光レクリエーションの志向, ④その他, となっている. この調査項目で実施された第13回の調査結果の要旨は, 表1でみることができる.

ところで, 昭和39年の第1回の調査結果も表1で見られる. 第13回の結果と比較すると, 時系列的にみて, 変化のある項目とほとんど変化のないものがみられる. 前者には, 主な目的と旅先での行動において, 最近, 温泉浴が増加していること, 昭和53年を境に鉄道の利用率が下がり, 自家用車とバスの比重が大きくなっていること, があげられる. 後者には宿泊数があり, 1泊が50%を占めて増減がみられない. つぎに, 観光レクリエーションの年間実数の推計がなされているので, それを表2で示しておく. 表2によると, 昭和62年で宿泊観光レクリエーションの延べ人数は, 1億5,000万人となっている. そして, 昭和58年と昭和62年の伸び率が著しい. 日帰り観光レクリエーションは, その実態の把握が難しい.

表-2 宿泊観光レクリエーションの量及び消費額

事項	年	60	61	62	63	元
延べ人数(万人)						
観光		14,200	12,100	13,100	13,100	15,200
兼観光		2,100	2,200	2,500	2,400	2,200
合計		16,300	14,300	15,600	15,500	17,400
		(103)	(88)	(109)	(99)	(112)
延べ宿泊数(万泊)						
観光		25,900	20,600	22,000	22,100	26,600
兼観光		5,00	5,600	6,900	5,800	5,100
合計		30,900	26,200	28,900	27,900	31,700
		(110)	(85)	(110)	(97)	(114)
消費総額(億円)		57,600	56,700	55,900	63,100	71,200
〃(元年価格)		59,700	58,400	57,600	64,500	-
1人当たり年間消費額(円)		47,700	46,700	45,800	51,500	57,800
〃(元年価格)		49,500	48,100	47,200	52,700	-
推計人口(万人)						
(各年7月1日)		12,075	12,149	12,209	12,261	12,312

資料: 観光白書(平成元年版), 27頁

注) 1) 総理府内政審議室において推計したものである.

2) () は前年比(%)を示す.

III 野外活動の種類と動向

1. 野外活動の種類

II章で観光レクリエーションの実態を明らかにしたが、その中で、自然の風景を見ることが観光レクリエーション行動者の主な目的となっていた。しかし、今後の志向としては、単に自然風景を鑑賞し、自然環境にひたるだけでなく、スポーツなどを中心としたレクリエーション活動をとまなう、つまり複数的、複合的な目的をもつレクリエーション活動が増大していくと予想される。元来、自然環境は保健休養的なものばかりでなく、自然知識の提供などの教育的な効能をも併有するものであることから、非常に多様な野外活動を可能にするものである。そのことから、野外活動の種類を明確にして、それらに対応できる「場」を整備していくことが要求されるのである。

さて、野外活動の種類であるが、それを列挙するまでに、レクリエーション、野外レクリエーション、森林レクリエーション、観光の相互関係を整理すると、図1のような関連をもっている。その関連を説明すると、全領域がレクリエーションであり、その中の一部が野外レクリエーションで、さらにその一部が森林レクリエーションで占められるのである。これに対して、観光は、移動をとまなうレクリエーションとして野外レクリエーションと森林レクリエーションと交錯した形となる。ところで、本稿では野外活動を研究対象としているが、それは野外レクリエーションに自然観察等を加えたものである。そして森林活動は野外活動の海面とその直近地の活動を除いたものとする。結局、

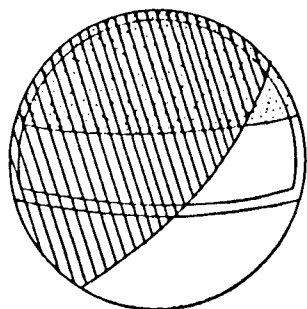


図1 森林レクリエーションなど、用語規定の関係
資料：自然休養地としての森林の保護管理（林野庁）
注）1. レクリエーション（全体）

2. 野外レクリエーション（二重線の範囲）
3. 森林レクリエーション（点の部分）
4. 観光（斜線部）

野外活動、森林活動とは、野外および森林を対象として自発的に行われる保健休養的、知的訓練的な行為と定義することができる。換言すると、野外活動、森林活動は、野外レクリエーション、森林レクリエーションのそれぞれ深化した形態といえる。

森林活動は、つぎのように分類することができる（鈴木郁雄編、1976）。この区分では森林レクリエーションを狭義の森林レクリエーションと森林スポーツに分離し、自然探索と生活体験を加えている。

A 森林レクリエーション型

- (i)野営
- (ii)溪流遊び
- (iii)キャンプファイヤー
- (iv)釣り

B 森林スポーツ型

- (i)オリエンテーリング
- (ii)林内障害物ゲーム
- (iii)林間アーチェリー
- (iv)森林トレーニング

C 自然探索型

- (i)植物観察
- (ii)昆虫観察
- (iii)植物観察
- (iv)自然観察

D 林内生活の体験型

- (i)林間学校
- (ii)スクール・キャンプ
- (iii)ファミリー・キャンプ

さらに、森林活動は、森林のもつ特徴である地形の傾斜の程度によって、活動の種目が異なっているので、別の分類の仕方もある（高木勝久、1988）。それによると、当然のことながら、緩傾斜地の方が実施される種目が多い。傾斜10°未満では、散策、休憩、10°～20°ではピクニック、オリエンテーリング、アスレチック、トリム、キャンプサイト、ゲレンデスキー、そり遊び、自然観賞・採集、20°～30°ではハイキング、スキー、30°以上では登山、展望、ロッククライミングなどである。また傾斜地の規模によっても活動の種類は異なってくる。傾斜、規模と種目の関係は表3で一覧できる。

2. 野外活動の実態

上記のような野外活動を行うことができるように、国や地方公共団体が整備している地区、施設が存在する。それは、(i)観光レクリエーション地区（運輸省）、(ii)国立・国定公園集団施設地区（環境庁）、(iii)国民休暇村（環境庁）(iv)ふるさと自然公園国民休養地（環境

表-3 傾斜・規模別の森林レクリエーション種目

傾 斜	種 目
5°>	A: 噴水, 花壇, プレイロット, 遊具あそび, 砂場, すもう場, 川・水遊び, 徒渉池, ゲートボール場 B: ボール遊び, 作業ヤード, 水面, プール, スケート場, レジャー農園, 多目的広場, テニス, バレー, 弓道, アーチェリーの場, ゴカート場 C: 駐車場, バスターミナル, 馬場, 湿性植物園, ソフトボール場, 野球場, トラック, サッカー, ラグビー, フットボール場, オートキャンプ場, ローボート D: 潮干狩, 釣り, 園路 F: 飛行場, サイクリングコース
5°~10°	A: コテージ, 休憩広場, 遊戯広場, 温室・フリューム, レストハウス B: 野外ステージ C: ピクニック広場, 果樹園, BMXコース, 樹木園 D: デイキャンプ場, 乗馬場 E: 散策コース, オートキャンプ場, ノルディックスキー F: 小動物園, サイクリングコース, オートモービル G: サーキット場, ゴルフ場, 牧場
10°~20°	A: そり遊び, ローラーすべり台, B: テントサイト, C: トリムコース, D: キャンプ場, 体験林業, フィールドアスレチック施設, ゴルフ練習場 E: 溪流遊び (川くだり, カヌー), モトクロス場 F: クレー射撃場, 森林浴コース, 自然観察・採集 G: クロスカントリー, 別荘地, オリエンテーリング, ゲレンデスキー場
20°~30°	A: 山小屋, スライダーコース, B: 沢のぼり, C: 射撃場 D: フィールドアーチェリー場, ボブスレーコース E: リフト, グラススキー場 F: ハイキングコース, ドライブコース G: 風景鑑賞
>30°	A: 展望 B: 滝 C: ロッククライミング D: E: F: ハングライダー G: ケーブルカー, コープウェイ, 狩猟, 登山コース

資料: 高木勝久, 森林風致論 (未公刊), 141頁

注) 面積規模の記号は下記による。単位 (㊦)

- A: 0.1㊦以下
B: 0.1~0.5㊦
C: 0.5~1 ㊦
D: 1 ~3 ㊦
E: 3 ~5 ㊦
F: 5 ~10 ㊦
G: 10 ㊦以上

庁)、(v)、国民保養温泉地(環境庁)、(vi)自然観察の森(環境庁)、(vii)勤労者野外活動施設:いこいの広場、いこいの村(労働省)、(viii)山村と都市交流の山村振興モデル事業地区(国土庁)、(ix)リフレッシュふるさと推進モデル事業地区(国土庁)、(x)大規模年金保養基地(厚生省)、(xi)自然休養林他(林野庁)、である(総理府、1989)。

これらのうちの(i)と(ii)2つの地区の年間利用者数は表4、表5のとおりである。観光レクリエーション地区には、大規模観光レクリエーション地区、中規模観光レクリエーション地区の2種類があり、それらはともに豊かな自然の中で手軽に健全な観光レクリエーションを楽しむことができるように、ピクニック緑地、キャンプ場、スキー場、遊歩道、サイクリング道路等の多様なレクリエーション施設、宿泊施設等を配置した地区である。国民休暇村は平成2年3月で全国30カ所に存在する。その利用者は、昭和63年度で約429万人に達している。その推移をみると、昭和37年度は、わずか6,741人にすぎなかった。昭和38年度には急増して約13万4千人となり、昭和45年度には約100万人に達した。そして昭和50年代に利用者が飛躍的に増加したものである。

さらに、林野庁が国有林に指定した地区の昭和63年度の利用者は、自然休養林3,300万人、自然観察教育林2,100万人、野外スポーツ林4,200万人、風景林7,000万

人であった(林野弘済会、1990)。一方、自然公園の利用状況は、昭和62年度で国立公園37,103万人、国定公園28,309万人、県立自然公園26,245万人、合計91,657万人であった(日本観光協会、1989 e)。ただ、さきの国有林のレクリエーションの森は国立・国定・県立自然公園の指定を受けている場合もあるので、その利用者数は自然公園の利用者の91,657万人に含まれている人数もある。

3. 生涯学習における野外活動の動向

現在、わが国では、今までとは異なり、組織的に野外活動を展開していこうとする動きがみられる。新しい動きは、生涯学習の推進と関連している。そこで、まず、生涯学習について述べておきたい。

生涯学習は、1965年にユネスコによって提唱されたもので、わが国の社会においても広くその趣旨が受け入れられ、促進のための方策が検討されている。とくに、中央教育審議会は、文部省に対して、1990年1月に、「生涯学習の基盤整備について」の答申を行った。この答申は、生涯学習基盤の必要性と生涯学習の基盤整備のための施策の2つの側面からなっている。それらの要点は、前者は、国および地方の行政機関が、学習需要をもつ人に対して、身近な施設を設置するなどの学習環境を整備すること、後者は、国、都道府県、市町村の各段階で、生涯学習を総合的に推進するための連絡調整組織を整備し、都道府県に生涯学習推進センターを設置し、指導者、助言者の養成と専門的職員を配置すること、である。

このように、生涯学習の環境作りが促進されつつあるが、生涯学習の本質は、学校教育を離れて、自発的に自己の充実・啓発や生活の向上を目指すものである。そのため、生涯学習の対象となる領域は、各種の教育、スポーツ、文化活動等の広い範囲に及ぶのである。とくに、本稿で取り上げた自然環境における活動、すなわち野外活動は、生涯学習全般の中でも大きな位置を占める。

1) 生涯学習における野外活動の種類

生涯学習でどのような野外活動が行なわれているかを、福岡県の生涯学習の野外活動部門を担っている、福岡県立社会教育総合センター(粕屋郡篠栗町)、玄海少年自然の家(宗像郡玄海町)、英彦山青年の家(田川郡添田町)における活動状況から調べると、以下のとおりである。

A 福岡県立社会教育総合センター

登山、オリエンテーリング、ウォークラリー、キャンプ、自然観察、創造活動、冬の遊び、国際交

表-4 観光レクリエーション地区利用者数の推移
単位:千人

年度	区分	供用地区数	利用者数
昭和	57	6	1,315
	58	10	2,010
	59	14	2,277
	60	19	3,070
	61	24	3,442

資料:観光白書(昭和63年版),151頁

表-5 国民休暇村利用者数の推移

年度	区分	宿泊定員 (人)	利用者数(千人)		
			宿 泊 利用者数	その他の 利用者数	計
昭和	59	7,171	1,072	3,031	4,103
	60	7,223	1,102	3,004	4,106
	61	7,165	1,146	2,937	4,083
	62	7,173	1,193	2,967	4,160
	63	7,509	1,287	3,001	4,288

資料:観光白書(平成2年版),146頁

流

B 玄海少年自然の家

自然散策，動植物の観察，自然探勝ハイキング，星の観察，オリエンテーリング，ウォークラリー，サイクリング，ハイキング，フィールドアスレチック，野外炊飯，キャンプ，登山，海浜散策，砂の芸術，地引綱，魚釣り，海水浴

C 英彦山青年の家

登山，ハイキング，ウォークラリー，オリエンテーリング（ポイントオリエンテーリング，スコアオリエンテーリング），植物観察，野鳥観察，星の観察，キャンプ，スキー

以上の種目には，3つの施設ごとに若干の違いがみられるが，それは，玄海少年自然の家が海浜のマツ林の中に，県立社会教育総合センターが大都市周辺の町に所在する森林（都市周辺林）に，青年の家が国定公園の山岳奥地の中心部に，それぞれ位置するところから生じたものである。さらに，同じ登山，ハイキングであっても英彦山青年の家と他の2つの施設とでは，前者の方が数種類もの性質の違う，つまり距離，時間，地形状況に差異のあるコースが設定されている。したがって，登山，ハイキングの実行から得られる精神的，身体的効果は，施設によって，コースにしたがっておのずから異なっている。

2) 生涯学習における野外活動の実態

全国に国立または公立の青年の家，少年自然の家が存在している。その数は国立青年の家12，県立・市立・町立等青年の家227である。一方，国立少年の家は，すでに，10カ所に設置されているが，将来，14カ所になる予定である。さらに，公立少年自然の家は，昭和61年3月現在で151（都道府県立78，市立69町立および組合立4）となっている。国立少年自然の家の利用者は表6のとおりである。ただし，昭和60年度の利用団体数は3,752，実利用者39万4,793人であった。実利用者の内訳は，小学生35.4%，中学生37.2%，指導者6.8%，その他20.6%となっている（自然保護年鑑編集委員会，1987）。

ところで，個々の施設の利用状況をさきの福岡県立社会教育総合センターについてみると，表7，表8，表9のとおりである。利用者数は，昭和62年度で54,965人に達し，団体別では高校の11,458人（20.8%），地域別では福岡地区の23,309人（42.4%）が最大となっている。県外からの利用者は937人（1.7%）にすぎない。日程は，1日研修が25%，1泊2日が31.4%に達し，それらが全体の56.4%を占める。

表-6 国立少年自然の家利用者数

単位：人

年 度	56	57	58	59	60
本館利用	391,105	478,014	534,780	621,499	680,527

資料：自然保護年鑑（昭和62年版），77頁

表-7 福岡県立社会教育総合センターにおける団体種別利用状況（1987）

区 分	団体数	研修者数	比率(%)
小 学 校	26	3,017 ^(人)	5.5
中 学 校	41	5,050	9.2
高 校	50	11,458	20.8
大 学	46	3,660	6.7
学 校 教 育 者 指 導 者	59	6,050	11.0
社 会 教 育 者 関 係 者	228	12,078	21.9
少 年 団 体	111	7,297	13.3
一 般 成 人	165	6,380	11.6
計	726	54,965	100.0

資料：福岡県立社会教育総合センター「昭和63年度要覧」

表-8 福岡県立社会教育総合センターにおける地域別利用状況（1987）

区 分	団体数	研修者数	比率(%)
福 岡 地 区	387	23,309	42.4
北九州地区	51	5,915	10.8
北筑後地区	16	1,552	2.8
南筑後地区	36	3,945	7.2
筑豊地区	46	2,725	5.0
京 築 地 区	10	897	1.6
全 県 下	155	15,681	28.5
県 外	25	937	1.7
合 計	726	54,965	100.0

資料：表-7に同じ

注）京築地区とは，京都郡，築上郡とその付近をさす。

表-9 福岡県立社会教育総合センターにおける宿泊日数利用状況（1987）

区 分	団体数	研修者数	比率(%)
1 日 研 修	270	13,743	25.0
1 泊 2 日	272	17,236	31.4
2 泊 3 日	132	19,627	35.7
3 泊 以 上	52	4,359	7.9
合 計	726	54,965	100.0

資料：表-7に同じ

玄海少年自然の家については、昭和62年度で、団体数318、利用者数24,657人に達しているが、県立社会教育総合センターとは異なり、団体は小学校が最大で77、利用者8,068人に及んでいる。地域別には福岡地区が団体数133、利用者9,301人(38.3%)となっている。

英彦山青年の家は、昭和62年度で、団体数284、利用者数33,021人であった。団体数の最大は中学校で67(23.6%)、つぎが高校60(21.1%)であった。地域別には、筑豊地区の団体数100(35.2%)が首位を占め、つぎが福岡地区の62(21.8%)、北九州地区の51(18.0%)であった。

Ⅳ 野外活動の「場」の整備 ーレクリエーションの森の整備状況ー

野外活動の場として森林を整備する事業は、昭和40年代前半から始まった。当時、すでに高度経済成長を基因として国土の都市化が進み、野外における諸活動を求める都市住民が増大していた。それまでは、国有林の一部を、キャンプ場、スキー場として整備し、利用に供していたが、昭和40年3月の中央森林審議会の答申「国有林の役割と管理の在り方」、昭和41年8月の科学技術庁資源開発調査会の「自然休養地としての森林の保全開発に関する勧告」を契機として、「国有林野事業は、保健休養機能の確保、自然保護のため、より積極的な検討をする」こととなった。その結果、昭和44年に国有林の一部を「自然休養林」として指定し整備する制度が設けられた。現在、全国で92、指定面積113,847 haに達している。

つづいて、国有林は昭和49年から群馬県武尊地区、岩手県八幡平地区で総合森林レクリエーション・エリアの整備を開始した。さらに、昭和57年には、第3セクターの活用による多目的森林レクリエーション事業、そして、昭和62年には、それに代って森林空間総合利用整備事業が開始された。これは、新しい時代の国民的要請に応えていくために、「国有林の中の自然景観が優れ、野外スポーツに適した森林空間及び温泉資源等を積極的に国民の利用に供することとし、民間事業者の能力を活用しつつ、野外スポーツの場、自然とのふれあいの場、青少年の教育の場、保養の場、森林づくりや体験林業の場等の総合的な整備と森林の整備を一体的に行う」ものとされている。そして、国有林は、人と森林とのふれあいの場を創造するこの事業を「ヒューマン・グリーン・プラン」と称している。国有林では、その他に、昭和50年代から、自然教育観察林(197カ所、36,032 ha)から、野外スポーツ林(273カ所、

45,769 ha)、風景林(590カ所、371,202 ha)が指定されている(林野庁、1988)。なお、それらと自然休養林等を含めて、国有林では「レクリエーションの森」と呼んでいる。

一方、民有林においては、昭和41年から始まった明治百年記念事業から保健休養的な森林の整備が出發した。この事業で、まず全国16カ所に県民の森が造成された。その後も県民の森、府民の森、都道府県・市の森林公園が増設されていった。昭和47年には、第2次林業構造改善事業が発足し、その一環として森林利用促進事業が進められた。これは、林間歩道、林間広場等の基盤整備、修景作業等の風致施業に対して助成するものである。

さらに昭和61年には、林野庁は、森林空間総合利用対策事業を起し、それを昭和62年から「森林とのふれあい環境整備対策事業」として再出發させた。この事業は全国24地域で着工され平成3年に完了する予定である。つづいて、昭和63年から同じく林野庁の助成事業として「環境林整備事業」が地域活性化対策緊急プロジェクトの一環として行われることとなった。その目的は、市街地および集落の周辺の森林を対象として、修景植栽や林道、歩道の開設を行い、生活環境の保全、保健文化的利用ならびに木材生産をも促進するものである。この間、昭和46年から保健保安林に関連して生活環境保全林事業が林野庁によって進められ、国有林、民有林合せて、昭和63年3月時点で全国361カ所に達している。

平成元年には、森林の保護機能の増進に関する特別措置法案が第116臨時国会で可決された。この法律は、森林の保健機能の増進のために、全国森林計画を変更し、それによって地域森林計画が変更された場合には、森林施業計画を変更し、都道府県知事の認証を求めることとしている。これによって今後、民有林が保健休養のための整備の対象となる途が開けたといえることができる。

Ⅴ 野外活動の発展の方策

野外活動の中で重要な位置を占める森林活動の発展を促進するため、リゾート開発のマイナスの側面を回避しながら、森林の整備をつぎのような新しい視点から実施する必要がある。その前に、現在の企業中心のリゾート開発の問題点を明確にしておこう。

1. リゾート開発の問題点

余暇社会の充実には、人が自然環境に恵まれたリゾートで長期的に滞在して、スポーツ、娯楽、休養等を行

って精神的、身体的な回復、安定と充実を得るシステムを構築することによって達成される。現在、リゾート開発構想は、自治体だけでも全国800カ所以上におよび、それに大企業を中心とした、既存のリゾートがあり、加えて多数のリゾート開発構想が進行中である。しかし、リゾートが発展するか、衰退するかは、人が余暇活動のために、その地に来遊して施設等を頻繁に利用するかどうかにかかっている。しかるに、わが国のリゾート開発の現状をみると、豪華な宿泊施設を作って、1泊2～3万円以上の料金をとるような事例が多いが、これでは、広く国民一般の余暇活動を促進するものとはいえない。

その点について、海外の事例をみると、休暇旅行の1人1日当たりの費用は、イギリス3,422円(1985年)、フランス3,437円～4,302円(1985年)、西ドイツ6,009円(1984年)である(佐藤誠編, 1989)。そこでわが国の余暇活動が発展するためには、休暇日数の増加と余暇支出費用の低減が前提条件となるであろう。現段階では、その前提が確保されていないので、わが国のリゾートの発展の可能性は少ない。

さらに、リゾート開発のもう1つの重要な問題点は、良好な自然環境を求めて施設を作ったにもかかわらず、周囲の地価上昇を招き、土地の転売が進み、自然環境のスプロールが激化していくことである。その結果、自然環境における余暇活動は、しだいに若干の緑地を備えた人工的施設で行われることになってくる。とくに、大企業を中心とした利潤優先のリゾートは、その傾向が強い。

2. 野外活動の発展の方策

野外活動の発展は、所得向上、休暇日数の増加、交通機関や道路等の社会資本の拡充が前提となるが、それとともに、当然、自然環境の大部分を占める森林環境を保全し、野外活動に適合した形に改良、整備しなければならない。さらに、森林に付属する諸施設の建設も行うことが必要である。

森林の整備については、どの地域の森林を対象とするか、つまり地域的配置を考慮しなければならない。これまで、国立・国定公園公園内の卓越した風景をもつ地区が、観光レクリエーションのために集中的に利用されていたが、過剰利用によるゴミ公害、自然破壊の発生が社会的に問題となった。そこで、これからの方向としては、必ずしもすぐれた風景ではないが、人口集中地区に近接した森林の整備を促進していくことが重要となろう。その実現は、交通費の節減を可能にし、野外活動の発展に確実につながる。

つづいて、森林の整備は、つぎのような配慮が必要と思われる。野外活動の対象となる森林の種類は、すべて自然林である必要はなく、自然林と人工林の混在した形態のものも含めてよい。しかし、それらは接近のための道路の作設、林内歩道の開設、受光伐を含む樹木の伐開や新植などの風致的作業の付加、ベンチ、ゴミ箱、そしてスポーツ・休養・展望のための諸施設の設置によって初めて、レクリエーション機能が発揮されるのである。そして、森林の改良は自然的雰囲気破壊しないように適切に、最低限度にし、人工的施設を最小限に抑えなければならない。

ところで、現在は国有林や公有林の一部がレクリエーションの森として整備されている。野外活動がますます盛んになると、その対象地は、特定の範囲の森林だけでなく、零細な所有規模の私有地をも含む地域全体の森林に広がっていくと予想される。そのため、これからの地域林業計画に風景的な要素を付加していくことが重要となってくる。

さらに、森林地における活動を発展させる要因としては、さきの森林の風致的作業に加えて、宿泊施設の増設を指摘しなければならない。企業中心の、多くの問題を内包するリゾートの宿泊施設とは対照的に、簡素、健全、低料金、大量収容、近接性等の諸要素をもつ宿泊施設を全国の森林活動の適地に多数配置することである。

周知のように、これまでに、観光地等には低料金の国民休暇村、国民宿舎、ユースホステル等が配備されているが、それらの数、受入れ人数は少なく、また、その所在は特定の風景地等に限定されている。このような状況からみて、今後の森林活動の発展は、「人工集中地区に近接した森林地域に、利用しやすい宿泊施設を全国的に多数設置」していくことによって達成されると考えられる。例えば、生涯学習施設である福岡県立社会教育総合センターでは、比較的遠方からでも来訪者があるが、このことは地元にもそのような大量に宿泊者を受け入れる施設が必要であることを示唆している。しかし、生涯学習施設とは対照的に小集団による自由で健全な利用を目指す小規模の宿泊施設も新しく多数配置される必要がある。

森林における野外活動、つまり森林活動の発展は、要するに、現在の森林地を、保全しながらいかに野外活動に適した形に再編成していくか、そして、来訪者がその場所へ最も便利に到達し利用しやすいようにして初めて可能となるものである。しかしながら、森林での野外活動は他の娯楽やスポーツと異なって、人間

と自然（森林）との融合，自然（森林）の知識の修得等が可能であるだけに，森林地の改良，再編成，森林の付帯施設の建設に際しては，あくまで教育的，倫理的向上の視点を付与することが肝要である。

換言すると，集団の組織的学習のための生涯学習施設と娯楽的な企業的リゾートの中間的な性質をもつ野外活動の場を森林地において整備することが，これからの野外活動の発展のために必要となるのである。それらを実現しなければ企業，個人の自由勝手な開発と利用が優先し森林の破壊をますます激化させることになる。

VI む す び

余暇社会の進展に寄与する諸条件のうち，当面，解決すべき問題として取り上げられているのは，労働時間の短縮である。政府は1992年度（平成4年度）までに年間総実労働時間を1,800時間に作る，という目標を掲げている。1988年時点での年間労働時間は1人平均2,100時間で，西ドイツなどに比べて500時間ほど長い。1人当たり年間労働1,800時間は1日の労働時間を減少させなくても，完全週休2日制や年20日の有給休暇の完全消化が実施されれば可能となるので，近い将来，実現されるであろう。

このように，野外活動，あるいは自然環境での休養を欲する人々に，所得の向上に加えて自由時間の増大が達成されるとなると，つぎに，①来訪者の対象地への接近を容易にする。②対象地，すなわち自然，主に森林地域自体の整備を推進する，ことについて検討しなければならない。そこでその2点の可能性が，現在の段階にあるかを述べたい。

まず，第1の，森林地域への接近性であるが，これは，道路の拡充整備にかかっている。現在，昭和63年から67年までの第10次道路整備5カ年計画が進行中で，その期間に総投資額53兆円が支出されることになっている。その計画の中に，森林地域への接近性の確保に関連するものとして，「地方部における幹線道路網」がみられる。これは，地域間の交流の促進・円滑化を通し，地方都市と農山漁村との調和のとれた定住圏の確保を図るため，高速道路，一般道路から幹線県町村道に至る幹線道路の効率的なネットワーク整備を図る，必要があるとして，つぎの3項目を具体的に推進することになっている。すなわち，①地方都市のバイパス整備，交通不能区間の解消等，②地方道整備，③バスのすれ違えない区間の解消等，である。このような地方都市における地方道の整備等は，第10次以後の道路計

画にも含まれて実施対象となることは間違いない。そうなると，都市周辺，里山，山村奥地を問わず森林地域への接近は容易となってくる。

第2に，野外活動の場としての森林の整備についてまとめるまえに，わが国の森林全般の整備方針を述べておこう。森林は国土の67%を占め，その保全と管理は，これからの重要な課題であり，昭和62年6月の第4次全国総合開発計画に主要な施策として取り上げられている。その計画においては，わが国の森林を，国土・自然環境の保全や文化・教育的機能等の多面的機能をもつ国民的資産として再認識し，森林をタイプ別に管理するとしている。森林のタイプは，(i)奥山天然林，(ii)人工林，(iii)里山林，(iv)都市近郊林，である。そして，これらの森林の整備の手段として，「国民参加の森林づくり」をあげ，都市からの資金導入やボランティアな協同のしくみを拡充することが考えられている。具体的には，(i)都市住民と森林所有者による分収育林の推進，(ii)都市が山村に森林を所有する都市有林の形成，(iii)国民，企業等の任意，自主的な拠出による森林基金の設置，である。

さて，以上の森林整備の基本的方向の中で，野外活動の場の整備に直接関連するのは，里山林と都市近郊林の整備である。国土計画で明記された整備の3つの方法のうち，分収育林の推進，森林基金の設置の2つの方法については，すでに，本格的にはいえないまでも実施に移されている。それに対して，森林活動を目的として都市が山村の森林を新しく所有したという話を，まだ聞くことができない。さきの里山林，都市近郊林を都市が購入して整備し，都市住民の野外活動の場として提供する事態はまだ生じていないのである。それどころか，詳しくみると，予算規模の大きい大都市でも，都市公園の整備には膨大な投資を行っても，管轄内のレクリエーションの森にはわずかの予算しか配分していないのが実情である。

そこで，山村に都市有林をもつことの代替案として，里山林，都市近郊林に適切な宿泊施設を設置し，その周辺の森林の景観を維持するために，伐採抑止を森林所有者に要望して補償を行っていくことぐらいは，実施されなければならない。その実行だけでも，野外活動の場の整備は大きく前進する。

文 献

- | | | | |
|--------|--------|---------|--------|
| 日本観光協会 | 1989 a | 数字でみる観光 | 東京，1頁 |
| 日本観光協会 | 1989 b | 数字でみる観光 | 東京，2頁 |
| 日本観光協会 | 1989 c | 数字でみる観光 | 東京，77頁 |

- 日本観光協会 1989 d 観光統計要覧. 東京, 86頁
 日本観光協会 1989 e 観光統計要覧. 東京, 67頁
 林野弘済会 1990 日本林業年鑑. 東京, 168頁
 林野庁 1988 第41次国有林野事業統計書. 東京, 77頁
 労働大臣官房政策調査部 1989 a 労働統計要覧. 東京, 14頁
 労働大臣官房政策調査部 1989 b 労働統計要覧. 東京, 92頁
 労働大臣官房政策調査部 1989 c 労働統計要覧. 東京, 104頁
 佐藤 誠編 1989 リポート 日本評論社. 東京, 61頁
 自然保護年鑑委員会 1987 自然保護年鑑. 日正社, 東京, 77頁
 鈴木郁雄編 1976 生活環境保全林ハンドブック. 地球社, 東京, 54頁
 総務庁統計局 1989 a ミニ統計ハンドブック. 東京, 115頁
 総務庁統計局 1989 b 第39回日本統計年鑑. 東京, 558頁
 総務庁統計局 1989 c 社会生活統計指標. 東京, 105頁
 総務庁統計局 1987 a 国民生活白書. 東京, 112頁
 総務庁統計局 1987 b 国民生活白書. 東京, 112頁
 総務庁統計局 1989 d 日本の統計. 東京, 123-124頁
 総理府 1988 昭和63年版光白書. 東京, 144-156頁
 高木勝久 1988 森林風致論(未公刊). 140-141頁

Summary

It is expected that people recreating in natural area will increase more now on. The forest that holds great part of area must be used for recreation and study.

In this paper, it is the object to get the best way of improving forest area for recreation and study.

In addition, this paper has analyzed the following four points ;

- 1) The factors for promoting recreation.
- 2) The state of recreation in natural area.
- 3) The sort of recreation.
- 4) The history of setting recreation site in forest area.

The best way of setting recreation site in forest area is summarized as follows ;

The forest around cities, urban forest area, can be used for recreation and its recreation forest must be located rationally in the whole country.

So the cities with large population, the great local governments, need to invest to improve the forest that other small local governments of rural area, town and village, cover. And the central government needs to assist its improvements. In this case, there would be two ideas ; 1) great city gets necessary or sufficient forest used for recreation, 2) great city gets the least forest and compensates the exhibit of fall of trees in the neighboring forest.

And, for the prevention of forest destruction, the establishment of facilities with a view to get the profit must be restrained.

Moreover, it is important that the facilities for lodge that ask little charge will be constructed great in number and forest will have the form that is used as the place of education.